

仕 様 書

1. 総括的事項

(1) 概要

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び国立大学法人一橋大学が共同して所有する、建物・建物附属設備に係る火災保険および賠償責任保険を保するものとする。

(2) 保険種類

- ① 火災保険
- ② 賠償責任保険

(3) 保険契約者および被保険者

保険契約者：国立大学法人一橋大学

被 保 険 者：

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
国立大学法人一橋大学

(4) 保険期間

令和7年4月1日午後4時から令和9年4月1日午後4時（2年間）

(5) 保険料の支払い

一時払い。

支払猶予特約を付帯する。保険料は運営費交付金の交付があった日の翌日までに支払う。但し、保険責任は、保険期間開始日時より発生するものとする。

(6) 保険会社の決定方法

最低保険料提示会社とする。

(7) その他

- ・当該保険契約は代理店扱いとする。
- ・補償内容に関し、補償範囲を縮小変更する特約は付帯しない。

2. 火災保険

(1) 使用約款及び付帯される特約条項

名称は問わないが、いわゆるオールリスク型の保険。使用約款は各社が使用する約款による。

付帯する特約条項は、下記内容を満たすものとする。

- 新価保険特約条項
- 支払限度額特約条項
- 特殊包括契約に関する特約条項
- 追加物件自動担保条項

(2) 保険の目的

被保険者である3機関が共同して所有する学術総合センター共有部分。
建物・建物付帯設備、屋外設備・装置（詳細は、【資料1】のとおり。）

(3) 担保内容

1) 名称は問わないが、いわゆるオールリスク型の担保内容。

- (ア) 火災、落雷、破裂・爆発によって生じた損害。
- (イ) 風災、雪災、雹災によって生じた損害。
(フランチャイズ20万円)
- (ウ) 台風、暴風雨または豪雨による洪水等の水害によって生じた損害。
- (エ) 電氣的事故または機械的事故によって生じた損害。
- (オ) 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊によって生じた損害。
- (カ) 給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水によって生じた損害。
- (キ) 労働争議、騒擾及びこれに類似の集団行動に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって生じた損害。
- (ク) 盗難について生じた盗取、毀損または汚損損害。
- (ケ) 建物に定着した板ガラスの単独損害やいたずら、破壊行為による破壊または汚損損害。
- (コ) その他不測かつ突発的な事故による損害。

2) 費用保険金については、下記の通りとする。

上記 1) (ア) の火災に対して適用する費用保険金

○損害防止費用保険金

【保険金額または保険価額のいずれか低い額から損害保険金の額を差し引いた残額を限度とする。】

上記 1) (ア) ～ (コ) の全てに対して適用する費用保険金

○残存物片付費用保険金

【損害保険金の 10 %を限度】

○修理付帯費用保険金

【保険金額または保険価額のいずれか低い額の 30 %か 5 千万円の
いずれか低い額を限度とする。】

不担保とする費用保険金

○地震火災費用保険金

(4) 保険価額

新価（再調達価額）基準とする。

共有部分の保険価額は、建物全体の保険価額の 60 %とし、この割合で
保険価額について協定することとする。

(5) 保険金額

22, 696, 263 千円（付保割合 100 %）

(6) 契約方式

支払限度額方式

支払限度額 1 事故につき、42 億円

(7) 免責金額

0 円

但し、(3) 担保内容 1) (イ) 風災、雪災、雹災によって生じた損害に
ついては、フランチャイズ 20 万円とする。

(8) 過去の保険金請求

平成 17 ～ 令和 5 年度の期間 なし

(9) その他

保険金が支払われる場合において、被保険者である 3 機関の職員等、
当該機関にて業務、研究に従事する者（臨時雇用も含む）に対する求償
権は不行使とする。

3. 賠償責任保険

(1) 使用約款

- 賠償責任保険普通保険約款
 - 施設所有管理者特約
 - 昇降機危険担保特約
 - 対人・対物共通てん補限度額特約条項
 - 複数特別約款共通てん補限度額特約条項
 - 漏水担保特約条項
 - 交差責任担保特約条項
- } と同内容以上

(2) 保険の対象となる施設の範囲

被保険者である3機関が共同して所有する施設。

(学術総合センターの共有部分、建物付帯設備、屋外設備等。

また、当該施設その他、施設の敷地(道路を含む)と施設内の附属施設を含み、かつ施設および附属施設内の動産を含む。)

(3) てん補限度額 (保険金額)

身体・財物共通てん補限度額 1 事故 1 0 億円 (免責 0 円)

(4) 保険料算出基礎

【資料2】の通り。

(5) 過去の保険金請求

平成17年度～令和5年度の期間 なし

(6) その他

保険金が支払われる場合において、被保険者である3機関の職員等、当該機関にて業務、研究に従事する者(臨時雇用も含む)に対する求償権は不行使とする。

4. 添付資料

- (1) 資料1「火災保険・目的明細」 1 通
- (2) 資料2「賠償責任保険・目的明細」 1 通

以 上

支払限度額： 千円

No	保険の目的	所在地	建物の構造				面積(㎡)	級別	取得年月	協定保険価額(千円)		付保割合	保険金額合計 (千円)	備考
			柱	外壁	屋根	階数				建物	建物以外			
1	学術総合センター 共有部分	東京都千代田区一ツ橋2-1-2	I	アルミカーテン	RC	下2上23	11,314.20	1		22,385,836		100%	22,385,836	
							(専有部分を含めた建物全体面積は40,418.09㎡)							
2	学術総合センター 屋外設備 一式	東京都千代田区一ツ橋2-1-2					一式				310,427	100%	310,427	
	※建物の保険金額には、一部の設備什器等・屋外設備の額を含む。													
	合 計									22,385,836	310,427		22,696,263	

□ 賠償責任保險・目的明細

【資料2】

[illegible]